

八王子市立中学校部活動検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において、部活動の段階的な地域連携及び地域移行について検討するため、八王子市立中学校部活動検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会議において意見及び助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域連携及び地域移行に係る体制に関すること。
- (2) 部活動の効果検証に関すること。
- (3) 生徒及び教職員等への調査に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部活動改革に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議の参加者は、別表のとおりとする。

2 検討会議を進行するため、座長を置く。

3 座長は生涯学習スポーツ部長を充てる。

4 必要があるときは、別表の参加者以外の者を検討会議に出席させ、意見を求めることができる。

(開催期間)

第4条 開催期間は令和6年4月から令和7年3月までとする。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、生涯学習スポーツ部生涯学習政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は別に決定する。

附則 この要綱は令和5年(2023年)4月1日から施行する。

改正 令和6年(2024)年4月1日

令和6年(2024)年7月1日

別表（第3条関係）

八王子市スポーツ団体関係者
八王子市文化活動団体関係者
八王子市レクリエーション団体関係者
中学校PTA関係者
学校運営協議会関係者
大学コンソーシアム八王子関係者
スポーツ推進委員
八王子市中学校体育連盟会長（中学校校長）
八王子市立文化部活動代表校長（中学校校長）
八王子市立小学校校長
生涯学習スポーツ部長
スポーツ担当部長
学校教育部長
指導担当部長
生涯学習政策課長
スポーツ振興課長
スポーツ施設管理課長
放課後児童支援課長
統括指導主事
教育総務課長
地域教育推進課長
学校施設課長
学務課長
教職員課長
その他教育委員会職員